

耳鼻咽喉科領域でよく使用される点数早見表

H26. 4. 1

岡山県医師会耳鼻咽喉科部会

初診料				282		再診料				72	
6歳以上	6歳未満	加算点数		時間内	時間外	加算点数		6歳以上	6歳未満	外来管理加算	
		6歳以上	6歳未満			6歳以上	6歳未満			6歳以上外管	6歳未満外管
282	357		75				38	72	110	124	162
367	482	85	200			65	135	137	207	189	259
532	647	250	365	休日		190	260	262	332	314	384
762	977	480	695	深夜		420	590	492	662	544	714
夜間・早朝加算 +50: 初診再診とも診療時間内で、平日(18時~22時 6時~8時)、土曜(12時~22時)(要届出)											
時間外対応加算 1 5 同 2 3 同 3 1 (算定要件あり)(再診料に加算)(要届出)											
明細書発行体制等加算 1 (再診料に加算)(要届出)											

投薬料 処方料 42 (6種以下1回の処方について算定, 3歳未満は+3) (薬剤情報提供料 10) 高度難聴指導管理料 420点
 調剤料 内服・頓服(1回の処方につき) 9 外用 6 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料 150点
 処方箋料 6種以下 68 (3歳未満は+3) 診療情報提供料(I) 250点
 7種以上 40 傷病手当金意見書交付料 100点
 一般名処方加算 2

処		置	
耳処置	25	鼻処置	12
耳管処置1(カテーテル)(片)	30	副鼻腔洗浄又は吸引(注入を含む)(片)	25
耳管処置2(ポリツェル)	20	副鼻腔手術後の処置(片)(自然口開大含む)	45
鼓室処置(片)	55	上顎洞穿刺(片)	60
鼓室穿刺(片)	50	鼻出血止血法(ガーゼ又はバルーンによる)	240
耳垢栓塞除去(複雑)(6歳未満+50)(片)	100	鼻咽腔止血法(ペロック)	440
	(両) 150	ネブライザー	12
		副鼻腔自然口開大処置	25
皮膚科光線療法	45	血腫、膿腫穿刺	80
		創傷処置	45

手		術	
鼓膜切開術(イオントフォレーゼ+45)	690	鼻茸摘出術	1,090
外耳道異物除去術(単純)	220	上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,510
外耳道異物除去術(複雑)	710	鼻内異物摘出術	690
鼓膜チューブ挿入術(イオントフォレーゼ+45)	2,670	粘膜下鼻甲介骨切除術	2,960
鼓膜鼓室内芽切除術	3,020	鼻腔粘膜焼灼術	900
耳茸摘出術	830	下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)	2,910
皮膚切開(10cm未満)	470		
創傷処置(5cm未満)	470		

生体検査		検体検査	
		(採血料, 1日につき, 静脈20, 耳朶・指尖6, 6歳未満は+14)	
耳鼻咽喉科学的検査		内視鏡検査 (同一月2回目以後は×0.9)	検体検査判断料 (月一回, 各項目毎に算定)
標準純音聴力検査	350	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部	血 末梢血一般 21
標準語音聴力検査	350	ファイバー(一連) 600	血 末梢血液像 15
簡易聴力検査イ	110	喉頭ファイバー 600	血 出血時間 15
簡易聴力検査ロ	40	中耳ファイバー 240	血 好酸球(鼻汁・喀痰) 15
中耳機能検査(一連)	150	食道ファイバー 800	免 ASO 15
内耳機能検査・耳鳴検査(一連)	400	内視鏡下嚙下機能検査 600	免 CRP定量 16
チンパノメトリー	340		免 RIST 100
耳小骨筋反射検査	450	負荷試験	免 RAST(一種につき)1430点まで 110
平衡機能標準検査	20	皮内反応(21箇所以内) 各16	病 病理組織顕微鏡検査 860
頭位変換眼振検査イ	300		組織試験採取法
頭位変換眼振検査ロ	140		耳 400
平衡機能特殊検査(一種につき)	120		鼻・副鼻腔 400
静脈性嗅覚検査	45		口腔 400
鼻腔通気度検査	300		咽喉頭 650
電気味覚検査	300		
		注射手技料	微 細菌顕微鏡検査 61
		皮内皮下筋注 18	微 細菌培養同定(嫌気性培養は+120)
		静注(6歳未満は+42) 30	口腔気道呼吸器(鼻咽喉) 160
			その他の部位(耳) 140
			微 細菌感受性検査
			1菌種 170
			2菌種 220
			3菌種以上 280

- 備考 ① 手術に属するもので3歳未満の乳幼児は100%に相当する点数を加算。3歳以上6歳未満は50%加算。
 ② 手術に属するもので時間外緊急手術は所定点数の40%、休日及び深夜は80%に相当する点数を加算。
 従って新生児・乳幼児は①及び②の両者を加算。
 ③ 内視鏡検査, 所定点数150点以上の処置に属するもので時間外は40%、休日及び深夜は80%加算。
 ④ 対称器官に係る処置の各項の点数は特に規定する場合を除き、両側器官の処置料に係る点数とする。

・投薬、注射以外の検査、処置、手術、麻酔などに用いた薬剤料の計算法
 薬剤の価格をPとし、P≤15円の場合は0

$$p > 15 \text{ 円の場合} = \left\lfloor \frac{P-15}{10} + 1 \right\rfloor \text{ 点 (小数点以下は切り上げ)}$$

準 用 点 数 表

耳管内薬液噴霧	45	(準耳管ブジー)
耳介血腫穿刺	80	(準血腫膿腫穿刺)
ラヌラ穿刺	80	(")
鼻前庭囊腫穿刺	80	(")
口唇粘液囊腫穿刺	80	(")